

2017年3月9日

地域サッカー協会 御中
都道府県サッカー協会 御中
各種連盟 御中

公益財団法人日本サッカー協会
管理部

移籍に関する手続きの加盟チームへの周知徹底および 大会要項等における出場資格の適正化について

本協会加盟チームに登録するアマチュア選手の試合出場の機会が適正に与えられるようにするため、「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」および「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に基づき、下記の3つの項目についてのご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

① 貴協会/連盟が管轄する本協会加盟チームへのアマチュア選手の移籍に関する手続きの周知徹底

- ・本協会に登録しているアマチュア選手が移籍を希望する場合は、速やかに登録を抹消すること
 - ・独自のルールにより移籍を禁止するなど、アマチュア選手を拘束しないようにすること
- ※本協会加盟チーム宛の文書を添付しますのでご利用下さい。また、同様の内容を本協会の広報ツールにより発信する予定です。

② 貴協会/連盟および支部等の傘下組織が主催/主管する大会の大会要項等の見直し

- ・大会参加申込期限が極端に早く設定されている場合は、適正化を図ること
- ・リーグ戦などの長期に渡る大会で参加申込期間（エントリー可能期間）を設ける場合は、複数回設定すること

③ 貴協会/連盟および支部等の傘下組織の規約等の見直し

- ・移籍禁止あるいは移籍した選手の試合出場を認めない等の独自のルールを改めること

※尚、上記にかかわらず、全国高等学校体育連盟および日本中学校体育連盟が主催する大会ルールについては、サッカーだけのルールではないため、当該連盟のルールに従って下さい。

以上

【本件に関する問合せ先】

■全体について

グラスルーツ推進部 TEL : 03-3830-1826 E-mail : jfa_grassroots@jfa.or.jp

■大会要項等について

競技運営部 TEL : 03-3830-1809 E-mail : jfa_kyoudgi_kokunai@jfa.or.jp

■移籍手続きについて

管理部 TEL : 03-3830-1805 E-mail : kickoff_teamplayer@jfa.or.jp

【基本的な考え方】

アマチュア選手の移籍は自由に行われなければなりません

移籍禁止あるいは移籍しても試合に出場できない等の独自のルールが作られ、アマチュア選手の自由な移籍を妨げるケースが散見されます。本協会の加盟チームが、独自ルールによりアマチュア選手を拘束すること、移籍を理由に公式試合への出場を制限することは、認められません。

移籍した選手は、本協会が移籍を承諾した日から公式試合に出場する権利を有します

公式試合の出場資格は大会要項により制限することができます。エントリー期限が極端に早い、移籍選手に出場資格が与えられない等、アマチュア選手の試合出場機会を奪わないよう十分にご考慮いただいたうえご決定ください。

選手から移籍の申し出があった場合、移籍元チームは速やかに抹消手続きを行いましょう

アマチュア選手から移籍の申し出があった場合、移籍元チームはたとえ不満であろうとも、それを承諾し、抹消手続きを行わなければなりません。その際に、名目のいかに問わず、当該移籍に関して何らの対価を請求することはできません。一方で、移籍先チームは一時的な『引き抜き』と捉えられぬように心がけ、事前に移籍元チームとコミュニケーションを取るなど、円滑な移籍が行われるように努める必要があります。

プロリーグができて、選手のパスウェイは大きく様変わりしました。リーグ戦が主流になり多層化になればなるほど試合出場機会を求めるアマチュア選手の移籍の要望は増えてくると思われます。選手一人ひとりの成長を考え、適切なルールの基に、選手本人に選択肢が与えられるような環境づくりにご協力願います。尚、規程や大会要項等の見直しが必要とされる場合、2018年度に向けてご協議を開始いただけますよう、よろしくお願い致します。

【大会要項における参加申込期間・期限の考え方】

大会の形式や期間は様々ですので、一律的なルールを設けると実態に則さないものになりかねません。大会要項における参加申込期間・期限の考え方のみを示します。以下の考え方に則って、大会趣旨を鑑み、適切な期間・期限を設定してください。

- ① 年間を通じて行うリーグ戦等、長期に渡る大会の参加申込期間
参加申込期間（エントリー可能期間）を設ける場合には、複数回設定する。
（例：リーグ戦開幕前とリーグ戦の前後期の間）
- ② カップ戦における参加申込期間・期限
大会準備や手続きに必要な日数分を考慮し設定する。
- ③ 本大会（カップ戦）と予選となる大会との関係
本大会（カップ戦）と異なる大会（リーグ戦等）を予選として位置づける場合は、予選を同一大会とせず、本大会参加申込期限までに移籍が完了している選手の参加を認める。

【移籍元チームが抹消申請を行わない場合の手続き】

移籍元チームが選手の抹消承諾をするべきにもかかわらず、これを行わない場合、本協会は「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」および「フットサル選手の登録と移籍等に関する規則」に基づき、移籍元チームに代わり、選手の抹消承諾を行います。都道府県サッカー協会におかれましては、選手や移籍先チームから移籍に関する相談があった場合には、後に展開する「移籍抹消承諾代行依頼書」を移籍先チームにご提示頂き、下記①から④の手順に従い、書類を回付いただきますようお願い申し上げます。

- ① 移籍先チームは「移籍抹消承諾代行依頼書」を、所属する都道府県サッカー協会に提出
- ② 都道府県サッカー協会は受領印を押印し、PDFを本協会管理部に送付
- ③ 本協会は移籍抹消を移籍元チームに代わって承諾
- ④ 移籍抹消承諾後、本協会より、移籍元チームに抹消承諾代行を実施した旨を通知

[参考] 公益財団法人日本サッカー協会「サッカー選手の登録と移籍等に関する規則」(抜粋)

第12条〔シーズン〕

1. シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。
2. 選手は、1つのシーズン期間中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。
3. 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）又はカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

第13条〔登録ウインドー〕

5. 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

第20条〔移籍の手続き〕

1. 選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元チームから登録抹消され、移籍先チームが登録申請をし、本協会の承認を得なければならない。
2. 本規則の定めにより移籍元チームが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、本協会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。

第21条〔公式試合への出場資格〕

1. 本規則に基づき移籍した選手は、本協会が登録を承認した日から公式試合に出場することができる。
2. 前項の規定にかかわらず、選手の公式試合への出場資格を競技会の大会要項により制限できる。

第22条〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかに問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。